

**ソーシャルイノベーター育成事業
委託業務「公募型プロポーザル方式」企画提案募集要項**

次のとおり、公募により法人等から企画提案を募集し、その内容を審査して、最良の提案をした者を選定し、随意契約の相手方の候補者とする手続き（以下「公募型プロポーザル方式」という。）を実施します。

山梨県知事 長崎 幸太郎

令和7年5月16日

1 業務の内容

(1) 名称

令和7年度ソーシャルイノベーター育成事業委託業務

(2) 委託内容

別紙「ソーシャルイノベーター育成事業委託業務仕様書」（以下「仕様書」という。）による。

(3) 予算限度額

金6,451,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

(4) 契約期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

2 企画提案に係る日程

(1) 募集開始 令和7年5月16日（金）

(2) 企画提案応募資格確認申請書等提出期限 令和7年6月2日（月）正午

(3) 質問票提出期限 令和7年6月5日（木）正午

(4) 企画提案書提出期限 令和7年6月16日（月）正午

(5) プレゼンテーション審査 令和7年6月中～下旬

(6) 最終審査結果通知 令和7年6月下旬発送（予定）

※メール及び文書で通知

3 企画提案の参加資格

企画提案への参加を希望する者は「(2) 企画提案応募資格確認申請書及び添付書類」に掲げる書類を提出し、提案参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 提案参加資格

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者で

ないこと。

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき民事再生手続開始の申し立てがなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は法人にあってはその役員が暴力団員でないこと。

エ 公告の日以降に「山梨県建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領（平成23年4月1日）」や「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領（平成10年4月1日）」に基づく指名停止を受けている日が含まれる者でないこと。

オ 過去3年間で、同種又は類似の業務を受託した実績、または独自に社会起業家育成に係る事業の実績を有する者であること。

(2) 企画提案応募資格確認申請書及び添付書類

次に掲げる企画提案応募資格確認申請書及び添付書類を各1部提出すること。

ア 企画提案応募資格確認申請書（様式1）

イ 誓約書（様式2）

ウ 過去3年間の同種又は類似業務の実績（様式3）

(3) 企画提案応募資格確認申請書の提出期限

令和7年6月2日（月）正午まで

提出は、平日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

平日とは、山梨県の休日を定める条例（平成元年3月27日条例第6号）に定める県の休日を除く日とする。（以下同じ。）

(4) 企画提案応募資格確認申請書の提出場所

「8 問い合わせ先」に提出すること。

(5) 企画提案応募資格確認申請書の提出方法

書類提出は、持参または郵便によるものとし、上記期限までに必着のこと。

4 企画提案に係るスケジュール

(1) 質問の受付

ア 質問方法及び送付先

本企画提案及び仕様書に対し質問がある場合には、質問票（様式4）に記載の上、電子メールにて「8 問い合わせ先」のメールアドレスに送信すること。

イ 受付期間

令和7年6月5日（木）正午まで

ウ 質問に対する回答

質問に対する回答は、企画提案応募資格確認申請者すべてに対し、原則電子メールで行う。

電話や口頭での質問には応じない。また、本企画提案に関係ない質問や本企画提案に公平性を保てないと判断した場合は回答しないことがある。

(2) 企画提案書提出

企画提案書類は1参加者につき1件のみとし、次により提出すること。

ア 提出書類

① 企画提案書（様式なし）・・・8部

- ・A4版両面印刷、縦型、横書き、左綴じ（A3折込可）、24ページ以内
- ・日本語表記で11ポイント以上
- ・以下の事項を記載すること

	項目	内容
共通事項	経営状況等	・会社概要、財務状況 ・類似事業の実績とノウハウの活用方法
	業務推進体制	・プロジェクトチームの編成、人員、協力会社等の体制 ・全国の社会起業家等とのネットワークの状況
	全体設計	・本事業の趣旨を十分に踏まえた事業の全体像、コンセプト、評価指標
	事業費	・事業費全体の積算の内訳
インパクトプログラム	募集・発掘	・事業の周知、社会起業家候補発掘・募集・選定
	企画・運営	・事業の趣旨を十分に踏まえた企画の考え方 ・運営体制（専門家等との連携） ・社会起業家創出に向けた具体的な支援内容、方法
	成果発表会	・成果発表会の企画・運営方法 ・ネットワーク構築に向けた工夫
	伴走支援	・伴走支援・メンタリングの実施体制 ・参加者のニーズに応じた伴走支援の具体的な方法
	共創支援	・県内企業や課題を取り巻くステークホルダーとの交流機会創出など起業の確度を上げる工夫
補助金審査会	企画・運営	・審査会の運営方法、外部審査委員の選任
支援者向けセミナー	企画・運営	・実施体制、募集方法、実施内容
広報・ブランディング		・事業の趣旨を十分に踏まえた広報の考え方 ・今後の県内の社会起業家育成の機運醸成を踏まえた広報戦略

② 見積書・・・1部

- ・様式は任意とし、税抜価格、消費税、積算内訳を記載すること
- ・見積額は予算上限額の範囲内とすること

③ 法人の概要書・・・8部

- ・様式は任意とし、既存のものやパンフレットでも可とする

イ 提出部数及び提出方法

持参または郵便により、期限までに提出先に必着のこと

ウ 提出期限

令和7年6月16日（月）正午必着

エ 提出先

「8 問い合わせ先」に提出すること

(3) 企画提案の審査

提案書による書面審査または応募者によるプレゼンテーション審査を実施する。

ア 実施日時・集合場所

日時：令和7年6月中～下旬

※時間及び場所は個別に通知する

イ プレゼンテーションの時間

プレゼンテーション審査を実施する場合、1社あたり30分で行う

内訳：提案書説明15分、質疑応答10分、準備・入退室5分

ウ その他

- ・基本的に書類審査の際に提出を受けた企画提案書・見積書をもとにプレゼンテーション審査を行うものとする。
- ・提案説明者は、実施体制で示した者のうち主担当になる者が行うこと。
- ・プロジェクター及びスクリーン（またはモニター）は山梨県で用意するため、事前にプレゼンテーションのデータを送付すること。また、プロジェクターの使用は任意とする。
- ・プレゼンテーション審査を実施する場合、これに参加しない者は、選定から除外する。
- ・プレゼンテーション等で使用する参考資料等は、別途提出を受け付けるが、採点の対象とはしない。

エ 結果の通知

令和7年6月下旬（予定）に応募者全員にメール及び文書にて通知する。

5 審査について

(1) 選考方法

書面審査またはプレゼンテーション審査において、別紙審査基準に基づき総合的

に審査し、第1位の者を候補者とする。なお、審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

(2) 企画提案の無効

次のいずれかに該当する場合、企画提案は無効とする。

ア 本募集要項に定める手続き等に合致しない場合

イ 提案に関する談合、提出書類の虚偽記載、その他の不正行為があった場合

6 契約

(1) 契約の方法

第1位の候補者と協議を行い、随意契約により契約を締結する。ただし、第1位の候補者と協議が整わない場合は、次点の者と協議する。

(2) 契約保証金

契約保証金として、契約金額の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、山梨県財務規則（昭和39年山梨県規則第11号）第109条の2各号に該当する場合は免除する。

(3) その他

企画提案の内容について、委託契約締結後、金額の範囲内で変更する場合がある。

7 その他

(1) 企画提案に要する費用の一切は、参加者の負担とする。

(2) 契約を締結するまでの間、「3 企画提案の参加資格」を満たさない事態が発生した場合は、契約を締結しないことがある。なお、手続きの停止又は契約を解除した場合でも、当該業務に要した費用については、一切補償しないものとする。

(3) 提出された書類は返却しない。

(4) 参加表明後に企画提案書の提出を辞退する場合は、不参加表明書（様式任意）によるものとし、企画提案書の提出期限までに提出すること。なお、企画提案の辞退は自由であり、今後、当該辞退による不利益な取り扱いはない。

8 問い合わせ先

山梨県 新価値・地域創造推進局 新事業・地域ブランド課

所在地 〒400-8501 甲府市丸の内一丁目6-1

電話 055-223-1514（直通）

メールアドレス biz-brand@pref.yamanashi.lg.jp